

奈良県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
いこまデンタルクリニック	生駒市山崎町二一六	令和元年九月三十日
かしの木薬局	香芝市真美ヶ丘一丁目一三一 二	令和元年九月三十日